

戦争被害と憲法（資料）

宇吹 暁（うぶき さとる）

‘憲法 9 条を守る’「第 7 回音楽と講演の集い」（2012.11.17 於ビューポートくれ）

I. 憲法成立過程における戦争被害論議

現行憲法＝1946 年 11 月 3 日公布、1947 年 5 月 3 日施行。

<資料 1-1> 日本政府が 1946 年 4 月 17 日に発表した憲法改正草案全文の抄録。

第二章 戦争の抛棄

第九条 国の主権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、他国との間の紛争の解決の手段としては、永久にこれを抛棄する。

陸海空軍その他の戦力の保持は、許されない。国の交戦権は、認められない。

<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/03/109/109tx.html>

[現行憲法]

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

<資料 1-2> 平和運動促進に関する建議

[016/020] 90 - 衆 - 建議委員会 - 6 号（回） 1946 年 08 月 23 日

○最上英子君 只今上程されました平和運動促進に関する建議案に對し、提出者の一人として提案の理由を簡単に申し上げます、最初に案文を朗讀致します

平和運動促進に関する建議

終戦の大詔が発せられ、休戦條約が締結せられてから早くも一週年、この間わが國はポツダム宣言履行のため、平和日本の建設と民主政治の確立を目指して、政治、經濟、文化の各面に互り革新が行はれようとしてゐる。私達は、渾身の努力を傾注して、文化を高め、道義を昂揚して、萬人齋しく平和に志向せしめるとともに、猜疑、憎惡等、凡そ平和に矛盾する事態を根本的に排除せねばならぬ。

帝國憲法もこの線に沿つて改正せられようとしゐるが、戦争放棄の條項は、わが國の恒久平和國家としての存在を世界に示すものである。

戦争に因る慘禍の恐るべきことは今更言ふまでもないが、酸鼻を極めた未曾有の戦禍は、窮乏と飢餓とを招來し、その深刻なる苦難は實に名状すべくもない。

戦争により夫を失ひ、わが兒を失つた女性が再びかかる事のないことを冀ふのは、共通の心理であることを確信する。

日本女性は、戦争放棄の眞意を全世界の女性に懇へ、世界永久平和の達成に協力せられんことを切望するものである。又内に向つて率直に過去の一切を清算し、秩序の確立と民生の安定を圖り、戦争に因る犠牲者を速かに救済して、平和日本の礎石となり、祖國に殉じた幾多の同胞に報いなければならぬ。

これがため政府のなすべき事は多い。しかし私達は茲に女性の息吹きと血を通はせた政治力を具現し、國を擧げて眞摯なる平和運動を展開する必要がある。特に婦人の政治的、社會的自覺とその使命の重大な所以を喚起すると共に、政府に要請して左の諸施策を急速に斷行せられんことを望む次第である。

- 一、平和塔の建設（構想、平和の女神）
 - 二、女子再教育機關として婦人局と特設
 - 三、戦争犠牲者の救済施設擴充
 - 四、平和博物館の開設
 - 五、平和産業博覽會の開催
- 右建議する。

昨年今頃、私達は毎日幾度となく空襲を受け、右往左往して焦慮と不安の日を送つて参りました、然るに一年後の今日は、多數の婦人代議士が帝國議會の議席を占め、今此の席上で平和に關する説明をすとは、當時誰が之を想像したでありませう、是が蘇つた民主日本の姿であります、更に憲法改正に於て平和日本の歴史が切り拓かれようとして居ります、今や我が國は全世界に向つて戦争の放棄を宣言し、内に於ては信義と道義の文化國家の建設に努力して居ります、日本の女性は今次戦争の恐るべき慘禍と原子爆彈の威力を自ら體驗し、未來永劫戦争を避くべきを念願して已まぬものであります

是に於て私達は内は勿論、全世界の女性にも呼び掛け、平和の聖火を高々と揚げたいと思ひます、此の平和日本の誕生に當り、政府は速かに以下の諸施策を実施されんことを要望するものであります、その内容を御説明申し上げます

第一は平和塔の建設であります、講和會議の開催されない今日時期尚早の感もありますが、此の運動と切り離すことが出来ませぬので取り上げた次第でございます、構想は「ニューヨーク」の「ハドソン」河口に立つ自由の女神の像に因んで、平和の女神にしたいと思ひます、自由の國「アメリカ」では、自由の「シンボル」として國民の信仰を集めて居ります、又「ロンドン」及び「パリー」にある無名戰士の墓は國民の崇敬の的となり、道行く人は何れも帽子を取り、頭を下げて黙禮するのが習慣となつて居ります、此の平和塔も兩者を兼ねた記念碑として平和を象徴すると共に、國家に殉じた戦争犠牲者を永久に記念したいと思ひます、是が經費は全國四千萬の女性より、零細な資金を集めて其の一部に當てたいと存じます。[以下略]

1946年10月11日 衆議院本會議可決

<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>

＜資料 1-3＞ 中尾一真（元東洋工業株式会社教育主任）の発言

「我等は無力にして、戦争とその惨禍の防止に対し、為すなかりしことを神と人との前に衷心よりごんげする」

1946年8月6日中央教会の焼け跡で開催された信徒大会で一同を代表しての宣言
(抄)

「おちさんたちは 世界中のおとなになり代って みなさんにおわびを申します おとなのみにくい心が戦争をひきおこし みなさんをこんなひどい目にあわせてしまいました。どんなに沢山 みなさんのお友達が死んだでしょう 広島で、長崎で、南京で、マニラで今日は戦災児育成所からも見えています どんなに沢山罪のない子供が辛い思いをしてるでしょう。

世界中で 本当に戦争責任のないのは みなさんだけ、子供だけ みなさんこそ戦争の被害者 おとなはみんな大馬鹿者 (以下略)」

広島YMCAが市内11校の6年生の学童1400名を招待して開催したクリスマス映画鑑賞会での発言(抄)。

(日本基督教青年会同盟『天よりの大いなる声』[東京トリビューン社、一九四九年])。

＜資料 1-4＞永井隆著『長崎の鐘』に付された「マニラの悲劇」に関する発言

[メモ]日比谷出版社刊。1949年1月30日初版発行

「マニラの悲劇」Japanese Atrocities in Manilla

連合軍総司令部諜報課 Military Intelligence Division Supreme Command of The Allied Powers

「マニラの悲劇」は、この本の総ページ数(391ページ)の40%(129ページ)。

「付録につけたマニラの悲劇のドキュメントは、軍政部の提供になるものである。私たちは長崎の悲劇に頭をさげるとともに、マニラの事件についても深い反省をもたねばならぬ。永井氏の記録は世界最初の原爆体験記として、世界中から注目されるであらうし、必ず後世にのこる名著である。そして、われわれ日本人はそれとともにマニラ事件を厳粛な気持で読まねばならぬ。」

巻頭に掲載された式場隆三郎「永井博士のために」より

「この本の目的は、原子爆弾の実相をひろく知らせ、人々に戦争をきらい平和を守る心を起こさせるにあります。その点から考えて、占領軍の方からマニラの記録を頂いて合本にして出すようになったことは大変良い効果をあげるので、感謝に堪えない処です。」

永井隆「自序」より

＜資料 1-5＞広島平和記念都市建設法の目的

第 1 条 この法律は、恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として、広島市を平和記念都市として建設することを目的とする。

＜資料 1-6＞旧軍港市転換法の目的

第一条 この法律は、旧軍港市（横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市をいう。以下同じ。）を平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的とする。

＜資料 1-7＞特定都市を対象とする特例立法

『大蔵省財務局 30 年史』

http://www.mof.go.jp/about_mof/zaimu/30years/main/03030202.htm

昭和 24 年の「広島平和記念都市建設法」（法律 219 号）及び「長崎国際文化都市建設法」（法律 220 号）は特定都市を対象とする特例立法の初めである。

次いで昭和 25 年に横須賀，呉，佐世保及び舞鶴各市を対象とする「旧軍港市転換法」（法律 220 号）及び「別府国際観光温泉文化都市建設法」（法律 221 号）のほか伊東，熱海，横浜，神戸，奈良，京都の各市，昭和 26 年には，松江，芦屋，松山，軽井沢の各市を対象とする特例立法がなされた。

これらの特例法中，特に一際目立ったのは，「旧軍港市転換法」である。この法律は，旧軍港市を平和産業港湾都市に転換を図るため，各自治体の使命と国の助成を規定したもので，国有財産の転用については他に例をみない特別措置が規定されている。

本法は憲法 95 条の規定により 4 市の市民投票の結果，横須賀 87%，呉 92%，佐世保 87% 及び舞鶴 81% の支持を得て，同年 6 月 28 日に公布され即日施行となった。

同年 10 月，法第 6 条の規定に基づいて大蔵省に設置された「旧軍港市国有財産処理審議会」は，開催されて以来第 66 回を最後に行政簡素化の一環として，昭和 53 年に関係財務局の諮問機関に移された。

朝鮮戦争が終そくし，米国における軍事費の大幅な削減等に伴って，提供施設も大量に返還され，6 万人に及ぶといわれた被解雇者の救済問題が国会においても大きな問題として取り上げられ，返還施設の転用を促進する必要もあり，昭和 35 年には審議会は実に 6 回開催されている。それぞれの立地条件等地域的偏差は免れないとしても，本法の貢献度は大きい。

Ⅱ. 平和・原水爆禁止運動と基地問題

<資料2-1>大会本会議（総会）における意見発表者

大会	発言者
第1回	高橋昭博（広島・原爆被害者），山口みさ子（長崎・原爆乙女の会々長），久保山すず（久保山愛吉夫人）
第2回	渡辺千恵子（長崎・被爆者），村戸よし子（広島・被爆者），頼長亀次郎（沖縄代表）
第3回	久保山すず，永富郁子（長崎・被爆者），中谷広明（漁民代表），中村栄（沖縄代表），高橋昭博
第4回	西本あつし（平和行進代表），渡辺千恵子，竹内武（広島・被爆者），福田須磨子（長崎・被爆者），衣親山勲正（沖縄代表），山西きよ（百里ヶ原基地代表）
第5回	岡村広子（広島，被爆者），中川勝（岩国原水協），親父祖善範（沖縄代表），大木行治（平和行進東京－広島コース代表，日本山妙法寺住職），保科三男（平和行進新潟広島コース代表，新潟基地拡張反対期成同盟事務局次長），西本あつし（平和行進沖縄－広島コース団長，日本山妙法寺住職）
第6回	中沢ひろや（平和行進東日本コース），真鍋松男（平和行進西日本コース），山口仙二（長崎・被爆者），亀甲康吉（沖縄代表），吉崎務代（厚木基地代表），前田春代（新島ミサイル基地反対同盟）
第7回	亀甲康吉（沖縄代表），大沼清志（新島ミサイル試射場設置反対同盟），中沢ひろや（平和行進代表），<閉会>辻原光男（長崎・被爆者）
第8回	大島修（沖縄代表），伊藤栄（被爆者代表）
第9回	高橋昭博，田畑瑞泰（国民平和大行進団団長），佐藤行通（広島アウシュビッツ行進団団長），<閉会>大島修，牧二郎（科学者代表）

出典：各大会『議事録』

<資料2-2>第1回大会の分散会における代表の発言内容（6分散会の合計）

	原水爆被害	基地	署名	その他	発言総数
発言数	114	58	12	42	226
割合（％）	50.4	25.7	5.3	18.6	100.0

出典：『原爆許すまじ 原水爆禁止世界大会の記録』

編集・発行：原水爆禁止世界大会日本準備会、発行所：日本労働組合総評議会

<資料 2-3> 世界大会分科会一覧（第 2～4 回）

大会	分科会の名称
第 2 回	①原水爆禁止のために②原水爆実験阻止のために③原子力平和利用について ④原水爆被害の実相と被爆者救援について⑤平和運動について⑥生活を守るために
第 3 回	①原水爆禁止と軍縮②原水爆実験禁止③原水爆禁止と原子力平和利用 ④被害者対策及び被害者救援⑤国際緊張緩和の諸問題
第 4 回	①原水爆実験の即時停止，原水爆禁止と軍備縮小②日本の核武装禁止について③原子戦争準備と国民生活④放射能害とその対策⑤原水爆被害の実相と被害者救援⑥原水爆禁止運動と平和運動○原子力時代における人間の新しい道徳的意義について

出典：各大会『議事録』

<資料 2-4> 世界大会で採択された宣言・決議・勧告（第 1～4 回）

大会	宣言・決議・勧告
第 1 回	宣言
第 2 回	宣言。決議①軍縮協定の締結を要請する決議②原水爆実験禁止協定の締結を要請する決議③原水爆禁止と軍備縮小の世界大会開催に関する決議④原子力の平和利用についての決議⑤原水爆被害に関する科学者の国際会議開催を要請する決議⑥放射線症の根治と予防のための国際的研究機関の設置に関する決議⑦沖縄問題の平和解決に関する決議
第 3 回	東京宣言。国連と各国政府に対する訴え。原水爆禁止と軍縮のための共同行動に関する勧告。（アジア・アフリカ諸国代表の共同宣言）
	[日本代表団会議の決議]①原水爆実験禁止協定締結の促進に関する決議②日本に対する核兵器持込みと自衛隊の核武装に反対する決議③沖縄の原水爆基地化反対に関する決議④原子力平和利用に関する決議⑤原水爆被害者救援に関する決議⑥原水爆禁止と平和のための日本国民の統一行動の一層の強化に関する決議
第 4 回	大会宣言。世界の平和勢力に対する勧告
	[日本大会の宣言・決議]核武装禁止宣言。①レバノン・ヨルダン問題にかんする決議②日中・日朝の国交正常化と友好にかんする決議③米国政府の原水爆実験に抗議する決議④南太平洋住民の被害調査を国連に提案する決議

<資料 2-5> 第 1 回大会宣言<抄>

「この広島に集まったすべての人々は、原水爆被害者の苦しみをまのあたりに見ました。

10年の悲劇のあとは、今なおぬぐいさられておりません。またこの会議に参加した各専門科学者の意見をきいて、いよいよ非人道的な恐ろしさが、私たちの心を強くうちました。将来もし原子戦争が起こるならば、世界中がヒロシマ、ナガサキ、ビキニになり、私たちの子孫は破滅するでしょう。」

「原水爆被害者の不幸な実相は、広く世界に知られなければなりません。その救済は世界的な救済運動を通じて急がなければなりません。それが本当の原水爆禁止運動の基礎であります。原水爆が禁止されてこそ、真に被爆者を救うことができます。」

「原子ロケット砲の持ち込み、原子兵器の貯蔵、基地拡張がすべて原子戦争準備に関連しております。日本や沖縄ばかりでなく、世界のあらゆる地点に、原子戦争準備が停止されております。それ故に基地反対の闘争は、原水爆禁止の運動と共に、相たずさえてたたかわなければなりません」

<資料 2-6> 第 2 回大会 第 4 決議 原子力の平和利用についての決議

原子力は平和的のみに利用されなければならない。

原子力が平和的に利用されるようになれば人類にとって、限りない幸福が期待されるが、そのためには次の諸条件が必要である。

- (1) 研究は公開で行われねばならない。
- (2) 能力のあるものはすべてこの研究に参加できなければならない。
- (3) 平和利用は他国の紐つきであってはならない。
- (4) 放射線に対する安全保障施設と健康管理が必要である。
- (5) 一部の人だけの利益追求の手段につかわれてはならない。
- (6) それにより産業が発展し、労働者の雇用が増し、社会が進歩するものでなければならない。

<資料 2-7> 第 2 回大会 第 6 決議 放射線症の根治と予防のための国際的研究機関の設置に関する決議

原爆症の根本治療の確立なくしては原水爆被害者の救済はあり得ない。一般に放射線症の予防法の根本的治療を確立せずしての原子力平和利用はあり得ない。ゆえにわれわれは人類共通の課題としてその根本的予防法ならびに治療法確立のために、国際的研究機関を設置することを要望する。

なお大会で決議された世界科学者会議の議題としてとりあげられることを要望する。

<資料 2-8> 第 2 回大会 第 7 決議 沖縄問題の平和解決に関する決議

日本国内における原水爆基地の拡大とプライス勧告とに反対し、沖縄県民の人権が擁護されることを要求する。

われわれはこの要求を支持し、この問題が武力によってでなく対等の立場での話し合いによって解決されることを希望する。

＜資料 2-9＞第 3 回日本に対する核兵器持込みと自衛隊の核武装に反対する決議（抄）

「日米共同宣言によって、日本国内に核兵器が持ち込まれようとし、さらに自衛隊の核兵器武装計画が進められ、また横須賀の第 7 艦隊は核兵器によって装備していると報道されています。すでに沖縄においてはナイキ基地が建設され、また中距離誘導弾が配備されつつあることが伝えられております。」

「また、憲法の改訂や沖縄、砂川などの軍地基地の拡張が大多数の国民の反対に逆らって着手されようとし、秘密保護法の制定が示唆されています。」

「私たちは国会の議決や、国民の同意を得ないでも核兵器を持ち込むことができる仕組み、つまり日米安全保障条約、日米行政協定などの条約が現に効力をもっていることを指摘しなくてはなりません。この立場から、日本代表団は両条約の廃棄、ないし改廃が緊急な課題であることを確認いたしております。」

＜資料 2-10＞世界大会で採択された宣言・決議・勧告（第 5～9 回）

第 5 回	ヒロシマ・アピール。原水爆禁止運動の原則・目標・共同行動についての勧告 日本国民への訴え。第五回原水爆禁止世界大会における日本代表の決議 原水爆禁止のための国内における諸行動にかんする勧告
第 6 回	第五回原水爆禁止世界大会に集まった科学者のアピール。東京アピール。 一般決議。国際共同行動の勧告。日本代表団決議。原水爆禁止運動のための勧告
	[特別決議]①北富士闘争支援決議②黒い潜水艦の国外退去を要求する決議③沖縄 原水爆基地撤去と沖縄の日本返還要求決議④新島ミサイル基地反対運動の展開と 現地の闘争を支援する決議
第 7 回	宣言。
	決議。軍備全廃促進，原水爆禁止のための国際行動にかんする勧告。 日本代表団決議。〔特別決議〕①新島ミサイル基地化反対運動を推進する決議②沖 縄に関する決議③被爆者救援に関する決議
第 8 回	宣言。国際共同行動の勧告
第 9 回	国際共同行動のためのアピール。 ①当面の統一行動強化に関する決議②被爆者救援運動の強化に関する決議

出典：『原水爆禁止世界大会宣言・決議集 第 1 回～第 20 回』

Ⅲ. 被爆者援護・原爆裁判の中に生きる憲法

<資料 3-1> 吉田一人（長崎被爆）の発言：「ノーモア・ヒバクシャ」と憲法 9 条〔抄〕

<http://www5.ocn.ne.jp/~for/hibakusha9/shiryoyoshida2.html>

2007 年 4 月 28 日 ノーモア・ヒバクシャ 9 条の会発足のつどい。於：東京都内

2008 年 5 月 4 日～6 日 9 条世界会議。於：幕張メッセ

5 月 5 日 9 条世界会議・シンポジウム 5 「核時代と 9 条」

1. ヒロシマ・ナガサキと憲法 9 条

9 条がヒロシマ・ナガサキに根ざしたものであることは、憲法制定議会での政治指導者たちの提案説明にもはっきり示されています。「原子爆弾が生まれた以上、戦争はもうできない。戦争の否認を提唱するのは、世界文明を破壊から救わんとするためである」「最早、文明と戦争は両立できない。第 9 条は戦争の放棄を宣言し、わが国が世界中で最も徹底的な平和運動の先頭に立つことを示すものである」と繰り返し強調しています。

憲法 9 条はまさに「ふたたび被爆者をつくるな」「ノーモア・ヒバクシャ」の願いを表したものであります。

1. 憲法は「受忍」政策を許さない

日本被団協（日本原水爆被害者団体協議会）は 1956 年の結成の初めから「原水爆禁止」と「原爆被害への国家補償」を要求してきました。「原爆被害への国家補償」の要求は、戦争を開始・遂行した日本国の責任に基づいて、原爆被害を償うよう求めるものです。被害への補償は、同じ被害を繰り返させないための第一歩なのです。この要求はまた、戦争を反省し（政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意）した憲法前文と 9 条を実体化するものでもある、と思います。

ところが、日本政府は被爆者の国家補償要求を一貫して拒み続けてきました。

1980 年、厚生大臣の諮問機関・原爆被害者対策基本問題懇談会（基本懇）が、国民は戦争被害を「受忍」すべきだ、がまんせよ、という答申を出しました。〈原爆被害は悲惨きわまりないもの〉〈人間の想像を絶した地獄〉と言いながら、その“地獄”を「受忍」せよ、と言ったのです。

原爆被害だけではありません。基本懇はこういっています。

〈およそ戦争という国の存亡をかけての非常事態のもとにおいては、国民が…何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは、国をあげての戦争による「一般の犠牲」として、すべての国民がひとしく受忍しなければならない〉

戦争被害にたいする国の責任を認めず、国民は戦争被害を「受忍」せよというこの政策を、国は今も取り続けているのです。

戦争への反省から生まれた憲法のもとで、戦争被害を「受忍」させる政策が許されるものではありません。いわんや、核戦争被害が、人間として絶対に「受忍」できるものではなく、「受忍」させてはならないものであることは、私たち被爆者が自らの体験を通じて訴え続けてきたところです。

もしも、9条を壊して「戦争する憲法」に変えたら、戦争被害「受忍」政策は、憲法に従った政策となるでしょう。戦争に反対し、戦争被害の「受忍」に反対する運動は、憲法上の根拠を失うことになります。

9条改憲は、まさに「ノーモア・ヒバクシャ」の願いを踏みにじるものなのです。

3. “次の戦争”にも「受忍」政策が…

もうひとつ、見落としてならないことは、戦争被害「受忍」政策が、決して過去のものではない、“次の戦争”にも適用される、という問題です。

武力攻撃事態等国民保護法に基づく政府の「国民保護基本指針」(05.3.25閣議決定)は、「核攻撃には雨ガッパやマスクで逃げれば助かる」と言っています。当時の石破防衛庁長官は国会(04.4.22)で「広島・長崎では、爆心地近くでも生き残った方がたくさんおられる」と、原爆被害の実態をまったく無視した答弁をしていました。

原爆・核兵器被害をできるだけ小さく見せて「受忍」させようという意図であることは明らかでしょう。被害を矮小化する政府の手口は、原爆症認定問題でも使われてきました。

また、国民保護法には“次の戦争”の被害を「受忍」させる条項もあります。戦時(武力攻撃事態)に生じた被害には、政府の措置に協力した者にしか補償しないことになっています(160条)。これは「受忍」政策の現代版というべきものでしょう。

ところで、自衛隊のイラク派兵は憲法違反という名古屋高裁の画期的な判決が出ました(08.4.17=5.2確定)。判決は平和的生存権を〈全ての基本的人権の基礎〉〈基底的权利〉と位置づけ、〈平和的生存権の具体的権利性〉の例としてこう言っています。

〈憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、…戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合には、…その〔当該〕違憲行為の差止請求や損害賠償請求等…ができる…〉

これは、平和的生存権に照らして、国家補償要求の正当性、「受忍」政策の違憲性を明確に立証した判決であり、被爆者を励ます判決だと思います。

<資料 3-2> 全国空襲被害者連絡協議会

<http://www.zenkuren.com/aboutus.html>

「全国空襲被害者連絡協議会」とは

2010年3月10日、衆議院第1議員会館にて国会議員議員秘書と、立法化に向けての懇親会がなされました。

同年8月14日には、全国の各空襲被害都市からの代表者・被害者ら300名が台東区民会館に集い、日本の「戦後補償」のゆがみの象徴である空襲被害の国による放置を告発し、団体・個人で連帯の輪を広げ立法化運動をと、新たな第一歩を踏み出しました。

戦後65年、空襲被害者は国家から見放され、死者の追悼碑も資料館もなく、障害者や孤児になった人々は地を這うような苦労を重ねてきましたが、全く何らの補償も受けていません。他方、軍人・軍属には50兆円に上る手厚い援助を行っています。この差別は戦争被災者への人権侵害であり、その人権侵害を正すため、全国の空襲被害者が手を取り合っ『全国空襲被害者連絡協議会』を結成しました。

当会では、空襲被害者の人間回復のための「差別なき戦後補償」を求めて、立法化運動を進めて参ります。

Q1.何故、今、空襲被害者等援護法の制定を求めているのですか。

東京・大阪で相次いで提訴

2007年3月には東京で、2008年12月には大阪で、国を被告として空襲被害の補償を求める訴訟が提訴されました。そして、2009年11月からは空襲被害者の援護立法をめざす運動が本格的に進められるようになりました。

多くの方々は、戦後60年以上も経ってから、何故訴訟に立ち上がったか、立法を求めるようになったのかと思われるかも知れません。

東日本大震災が起こり、国の財政状況が極めて悪いと言われる中で、何故、そんなことを要求するのかと思われる方も多いと思います。

何故、今援護立法なのか

まず、何故、今になってなのかという点です。現在では、あまりよく知られていないかもしれませんが、空襲被害者の援護法の制定を求める運動が続けられた長い歴史があります。しかし、「国家の非常事態である戦争では国民みんなが何らかの被害を受けたのだから、生命・身体被害も我慢しなければならない」（これを「戦争被害者受忍論」と言います。）とする裁判所の判断を盾にして、政府は、空襲被害者の補償を拒否してきました。

それを乗り越え、空襲被災後、60年以上を経過し、「このままでは、1度の死者としては広島、長崎の原爆被災以上の被害者数といわれる東京大空襲ですら、歴史の闇に埋もれてしまう。」

この思いに駆られた被害者達は、自らの生きているうちにと人生の終盤を前にして訴訟に立ち上がりました。

孤立していた被害者らの間で少しずつ横の連絡がとられるようになり、沖縄でも民間被害者の援護を求める運動が始まりました。

その中心になったのは、親族に預けられ辛い思いをした戦争孤児でした。

彼ら彼女らは、戦後の苦労を口にすることが、育ててくれた親類への恨みにつながることを慮って、これまで口をつぐんでこざるを得ませんでした。

訴訟活動や立法運動の中で、空襲被害者等の民間戦争被害者は、軍人・軍属への補償との格差や欧米各国の軍人と民間人とを差別しない戦争被害補償制度が存在することを知り、今「人の命に尊い命とそうでない命はない」との思いから立法の必要性への確信を、ますます強めています。

今、東日本大震災と国家の財政危機の中で

民間戦争被害者に対する補償は巨額にのぼり、震災の復興や原発の被災者への補償、そして、財政危機の中で、国にそんな余裕はないと思われる方も少なくないでしょう。

東日本大震災の復興費用の問題や更に日本の財政状況の問題があることは原告ら民間人戦争被災者は十分に認識しています。しかし、天災についてさえ、災害弔慰金等支給法が存在し、その遺族や障害を受けた人に対する補償がなされています。それなのに、国家の行為である戦争の被害について、それに対する補償がないのは、あまりに不合理です。

みんな我慢すべきだという戦争被害受忍論は、その実は、より大きな被害を受けた弱者により苛酷な犠牲を強いるものです。

天災でさえ、国家共同体の税金により被災者を支えたとしたら、国家の行為である戦争について、その補償をして被災者を支えるのは当然だと思われまます。

同時に、大震災からの復興に当たり、何を基本的価値におくのか、何を守り、何を放置してはならないのかがこの国に問われています。

何よりも守るべき価値が人々の生命や身体であるとすれば、その原点を確認する上でも、今、空襲被害者等援護法の立法は、財政問題を超えて重要な意義を持っています。

少なくとも、この国が人間を大切にす国であることを確認するためにも、一定の政策をとることが、日本の危機を考える上でも大切なことだと考えます。